

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 21 年 5 月 29 日提出

市川市長 千葉 光行

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成 21 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成 21 年 3 月 31 日

市川市長 千葉 光 行

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 16 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項から附則第 4 項までの規定中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 5 項中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、「この項において」を削る。

附則第 6 項及び第 7 項中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 10 項から第 12 項までの規定中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 13 項中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、「この項において」を削る。

附則第 14 項中「附則第 13 条の 5 及び第 13 条の 6」を「附則第 13 条の 4」に改める。

附則第 16 項中「第 34 項、第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項から第 48 項まで、第 51 項、第 53 項から第 59 項まで若しくは第 61 項」を「第 33 項、第 36 項、第 37 項、第 39 項、第 40 項、第 42 項から第 45 項まで、第 47 項、第 49 項から第 55 項まで若しくは第 57 項」

に改める。

附則第 17 項の見出し中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 15 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 9 号）附則第 9 条第 1 項」に、「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市都市計画税条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 20 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。